
◎議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第15号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,986万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,365万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年9月17日提出。白老町長。

次に、2ページ3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

4ページ5ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」。

追加、事項、北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金。期間、平成28年度から平成31年度。限度額は1,055万7,000円でございます。

歳出のほうでご説明いたしますが、番号制度導入に伴いまして情報セキュリティ強化をするためにパソコン55台を購入するものでございます。備荒資金組合の資金を活用いたすものでございます。27年度の計上額負担額は2万1,367円となっております。5カ年の債務負担になります。

次に、歳出でございますが8ページ9ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費、番号制度導入事業992万円の増額補正でございます。役務費として基幹系サーバーの分離を行うための手数料21万6,000円、委託料として情報セキュリティ強化対策業務委託料、業務内容につきましては情報基幹係を切り離し設計分離、設計変更、配線等を行うことによりセキュリティ強化を図るものでございます。備品購入は71万8,000円でございますが、先ほどご説明したとおり債務負担行為で備荒資金組合資金を活用して端末パソコン55台を購入するものが本年度負担としては2万1,367円、ほかサーバー1台69万6,600円、計71万8,000円の計上でございます。この財源につきましては全額一般財源でございます。

次に4款環境衛生費、3項2目塵芥処理費はバイオマス燃料化施設管理運営経費4,994万

5,000円の増額補正でございます。委託料として、これは6月に火災のあった施設について復旧をする経費でございますが、委託料は機能向上として警備業務を行うものでございまして、火災報知機、侵入防止のための経費でございます。50万8,000円の計上でございます。

次に、工事請負費は火災の施設復旧のための冷却装置、排気ダクト、ベルトコンベヤーの現状復帰を行うための経費として4,682万7,000円の計上、その他機能向上のためのスプリンクラーの設置261万円を計上するもの、合わせて4,943万7,000円の計上でございます。財源につきましては火災以降減産している財産収入494万1,000円の減、諸収入としては火災保険料5,182万6,000円、一般財源302万円の財源となっております。

次に、歳入の説明でございますが6ページ7ページをお開きください。

17款財産収入、2項3目生産物売払収入、バイオマス固形燃料売払収入。歳出で説明したとおり6月から減産してる部分、当初1,700トンを見込んでおりましたが、減産部分875トン分が減産されますので、そのトン当たり5,940円で490万1,000円の減額となります。

次に、20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金。このたびの5号補正の財源として繰越金を充当するものがございます。4号補正までの繰越金の留保財源が7,097万5,000円ありましたので、このたびの1,294万円を充当することにより繰越金の留保額は5,803万5,000円になります。

次に、21款諸収入でございます。5項5目雑入。火災保険損害保険料5,182万6,000円が保険会社より収入を見込まれます。以上のとおり説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） ただいま財政課長のほうからご説明のありました、番号制度導入事業につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。現在住民基本台帳、住民情報を扱う基幹系というネットワークと、それから情報系インターネットを使うネットワークが現在混在している状況になってございまして、これを物理的に分ける作業ということになります。これは、簡単に申しますと線を2本ひいて別々にするという作業でございます。これにつきましては、役場庁舎のほかいきいき4・6、白老コミセン、教育委員会のところも実際行う予定としております。それから、パソコンの購入台数55台ということでございまして、これにつきましては、住民情報を扱うシステム担当者55名分のパソコンを購入する予定でございまして、実際の運用方法としましては、住民情報担当者の机の上にまずは住基用のパソコン1台とインターネット用のパソコン1台それぞれ2台を置く形になります。モニター、キーボードは1台にしまして手で画面を切りかえるスイッチをつけまして、そこで切りかえて使用するというところで考えてございます。なお、日程でございますがこの配線の分離作業につきましては10月5日までに行うということですのでしております。また、パソコンの導入も含めた運用につきましては年内を考えてございます。先ほど議案第4号の番号条例の中で、前田議員のほうからご質問がありましたセキュリティー対策の根拠につきまして私のほうで、法律あるいは条例のほうではこの辺の行わなくてはならないという具体的な規定はないよというご説明をさせていただき

ましたが、番号法の中で秘密の管理ですとか、特定個人情報の保護というものが規定されておりまして、国は特定個人情報保護委員会というものを設置して、地方公共団体に対して特定個人情報の監視指導を行うという規定がございます。この委員会において策定されたガイドラインに基づきまして、地方公共団体において講ずべき安全措置が中身が示されておりますのでこの安全措置を満たすために、庁内の情報セキュリティの強化を図るということで考えてございます。追加で説明をさせていただきました。以上です。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 2点質問したいと思います。9ページの番号制度のパソコンの導入です。職員に配置するよということで前回の議会もいろいろ議論されてますし、賛否も分かれています。職員にそれぞれ2台配置するとありますけど、戸籍の窓口はほとんど臨時職員です。臨時職員がどうかという意味ではなく、身分として。これは本当に守秘義務だとか辞めたあとどうだとか、職員にはルール化されてそれが身についているんだけど、臨時職員にはこういう部分はただ配置して仕事やらせるのですか。そういう部分の守秘義務とか、公務員として守らなければならない法令で規定される部分については、臨時職員にも適用になると思うけども、その後のそういう身分処置や辞めたあとの関係はどうなっていくのか、その辺どういう形で、ただ口頭ではだめだと思うんですよ、これからは。そういう部分が規定とかそういうことで済まされるのかどうか、その辺お聞きします。

次に、バイオマス燃料化です。私もこれはずっと議論してきましたので、ここでまた大きな形で議論はしません。別の形で議論させていただくのですが、先日の一般質問の松田議員が結論的にいろいろな議論の前提の上でやめたらと、こう言っていました。私も過去にもそういうこといつてきました。しかし、これは初耳なのか私たちも聞いてなかったんですよ。やめるべきだと。では国の補助金を戻さなきゃだめだとか、起債どうだとかいったんですけど、それは今まで議論してきているから置きます。その質問の中で確認しますけど副町長は、国との協議で3年間の試験的期間をもって方向性を見きわめなければならないからやめないと。そして28、29、30年あるいは27、28、29年か、3年間はやらなきゃいけないからやめれないといったのです。これ私は初めてですよ、これまで我々いろいろ議論してきたけど初めて松田議員の時に出了た答弁です。過去に説明がないのです。これらの経緯を具体的に、どういう試験的に、どれだけの数量が決められてこうなさいよと、国とどういう協議結果でこういう処理方法になったのか、具体的に国の交渉、協議事項も含めて、多分それは公ですから。メモであつてもちゃんと復命されてると思いますので、そういうことで私は初めて聞く答弁だったのです。その具体性をもう一度確認し具体的に説明を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 番号制度導入事業についてのご質問でございますが、今回の55台のパソコンの配置につきましては、職員のほか臨時職員も考えでございます。これにつきまして

ては、今回改めて臨時職員にということではなく、今までも住民情報につきまして臨時職員も職員と同様の業務やっていた中で実際使っております。臨時職員の扱いでございますけれども、これは地方公務員と同様、もちろん守秘義務がございますし、任用の中できちっとこの辺秘密を漏らしてはいけないというような趣旨のお話はさせていただいております。ただ、今後その辞めたときの部分につきましては、その辺は理解していただいていると思うんですけど文書等のやりとりをしておりますので、その辺については今後対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） バイオマスのご質問です。一般質問等々、先般のお話の中で私のほうから3年間試験期間だよというようなお話をさせていただきました。今のご質問は、そのことについては初めて聞くというお話でしたが、私としては事前に、正確な日にちまでは押えてませんが26年度5月の13、14日に住民説明会をやりましたが、その前段で各議員さんのところに説明に私もお伺いしました。その中に国との経過を説明さしてもらいました。協議の中身としては、国としては前回言いましたように補助金だとか、起債だというのは今やめれば一括返還だよというようなことは明確に言われているという中で、国のほうとしては、今、廃止するというのではなく規模を縮小、まず経費のかからない方法で縮小するということを知ると。ただ、それは3年間新たな方向性といいますか、施設の運用の仕方をということで3年間試験期間ということで対応しなさいというようなお話がありました。私も各議員さんのところにお伺いしたときに説明したのは、この部分は説明しています。住民説明会で資料を配布してありますが、今後の方向性というような中ではこの部分を取り組み項目ということで4点ほど記載して住民に説明をしてるのですけれども、その中の3点目に財政健全化プランの最初の見直しである28年度までの3年間、調査研究期間はこの3年間だよというような説明をしています。今、とっさに議会の全員協議会、本会議、一般質問等々でこの部分を本会議の中で説明したかどうかというのはちょっと定かではないですけども、前段の中で各議員さんの説明の中ではこの28年度3年間試験ということは説明してまわったと記憶をしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） パソコンの関係はこれまでの部分は住民基本台帳で大した件数もなかったからいいんですけど、私が言っているのは今回の番号制度の部分も含めて懸念して話してるんです。これはかなりの町民の関心もあるし、非常に大きな問題だと思うのでその辺の意識の問題です。ただ、そういう話しているから臨時職員でもいいと言っているんだけど、本当にこれは大きな問題が生じる可能性もなきにしもあらずで、本当にこれを臨時職員にやらせてもいいのか本当に疑問感じるんです。これから問題になったときに、その辺の認識だけしておきます。

バイオマスについては説明したと言ってるのですから、先ほどの話じゃないですけど失念したのかどうかかわからないんですけど、私が記憶しているのは他の議員から聞いたんですけど、補助金を返せないのは国がだめだよといってるからやめることできないんだよということで、この

3年間に試験期間をもって見きわめるという具体的な部分についてはあまりなかったのかなと思うんです。3年間縮小してどの程度が縮小の範囲なのか、今言ってる約8,000万円出したのが縮小の程度なのか。私は言ったことがあります。和歌山県の町の例を言って本当にやっているかどうかわからないという程度やっているんです。ほとんどやってない。それでも国は認めるんです。一応8,000万円出しているし、その辺どうだということ言ったんだけど。その時はっきり答弁してなかったはずなんです。それで今回3年間の試験期間をもって方向性を出しますとはっきり言われたものだからあっと思って、ここで議論しても、28年まで3年間ですね、それから議論しないといけないということなんです。2、3議員に聞いたんだけど、あれっということだったから確認したんです。国との協議で3年間の試験期間をもって方向性を見きわめる。これは国からこういう形で町としての方向性はそうだとということで理解していいですね。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほど言いましたけども、各議員のところに戻った時にお話をしました。こういう場所です。全員協議会とかこう、ちょっと調べないと私も今の時点では自信がないのですがそういう説明をさせてもらいました。それと先ほどとちょっと重複しますが、住民説明会の配付資料の中にはこれも入れて説明しているということで、前段の国の話は重複しますが、白老町さんどうなのという中では廃止するという考えなら全部戻してもらおうよと。そうならないから縮小ということは国としても認めますよと。その間、調査研究をなさいよというようなことだったので、そういう方法に決定したということで、そのことについて説明をさせてもらったというふうに思ってますし、定かではないですけども、そういうようなご質問に対しては3年というのを今までも口に出したというふうに押さえております。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 番号制度の関係でございますが、今回マイナンバーの関係で議員の皆様いろいろと議論させていただいておりますけど、マイナンバーのみならず役場のいろいろな情報、業務で知り得た情報というのは職員もちろん臨時職員も漏らしてはならないということになっておまして、それにつきましては実際に住民情報を扱う業務というのは、役場内でもかなり多い業務でありまして、なかなか職員だけでは手が回らなくて臨時職員にもやっただけでいるのが今までも同様、今後もやっただけかなければならない状況になっておりますのでそれにつきましては、さらなるセキュリティー対策も含めてこの辺の周知徹底をきちっと図っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） はい、松田です。今の関連してちょっとお話聞きたいんですが、私もこの話は初めて聞いたし、それはそれとして今ご説明でわかりました。ただこの工事が4,994万5,000円あと3万5,000円で5,000万円です。5,000万円になると、議会の議決事項だから議会に出ているような形で議論もできるんですけども、この3万5,000円このところまで何か意図的にやったような気がしてならないのです。はっきり言うけども。それから、この金額をはじいたのは誰ですか。町ですか、クボタですか、誰がはじいたのかこのところをお聞きしたい。

それからもう一つ、この工事を誰がやるのかわかりませんが、プロポーザル方式だか何だかでクボタがやるんだと。こういうことでやりました。補修工事を保険によってやるのですが、この工事も指名入札でやるかどうかかわかりませんが、どのような方法でやるのかとお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、さっき言ったあと3万5,000円で5,000万円になる議会議決事項なんです、ここでとまった理由は何ですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 金額的なお話でさせていただきますと、災害復旧工事ということで4,682万6,640円、機能改善ということでスプリンクラーのほうで261万円、二つ合わせてその金額になっています。あくまでも本当に意図的に5,000万円という話はありません。見積りをいただいた中でそちらのほう参考にした中で町が最終的に積算をして金額を出しています。それから見積もりとといいますか、参考として見積もりをいただいた業者、これは保険会社が基本的に査定とといいますか対象とするところの見積もりをとって積算するものですから、リカバリープロという災害復旧のプロとといいますか、全国的にやっている会社、こちらのほうの見積りをもとに今回の工事費を積算してございます。

入札の関係でございますけども、こちらに関しては特に今のところ今回補正予算を上程させていただいて、最終的には契約等審議会等を通じた中で入札の仕方等については決定をしていくものというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） わかりました。ただこの機種はクボエモンといってクボタが独自でつくった機械です。全国展開されているかどうかかわかりませんが、少なくともクボタのつくった機械です。クボタが発明したというか。その機械は他の業者はできないと思います。クボエモンを直すのですから。それであれば当然クボタになるわけです。私はクボタがあのような形で撤退してクボタの責任はないというから、町にご迷惑かけたかどうかかわかりません。クボタはかけてないと思っているんです。しかしクボエモンですから、クボタが直さなければ業者がない訳です。それを保険会社が査定をして金額を決めたというのは、どうやって決めるのですか、このクボエモンの機械の査定を。クボタが絡まないといけないでしょう。その辺きちっとやらなかったら、結果的には不信感を持つだけです。議会に出るものを3万5,000円で抑えてるだけです。むしろ3万5,000円を上乗せして議会できちっと議論できるような仕組みを持ったほうが疑惑を持たれません。その辺きちっとしておかないと。先般も役場内の検討委員会が出て決めたようだけでも、私は言いましたクボタに聞けば3日で原因がわかると。その原因を保険会社が来てどうやって決めたのですか、このクボエモンの見積りを。その辺明らかにしてください。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 工事関係になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。松田議員が言われましたクボタの部分ですけども、クボタとしては高圧処理機に対する特

許的なものは持っていますので、その部分の修理に関してはクボタでないとできないという部分でございます。今回の火災の部分につきましては冷却装置だとかベルトコンベヤーなので、クボタが特許や特殊な能力を持っているそういった部分ではないので、クボタ以外の業者さんでもその部分の工事はできるという判断をさせてもらっています。いわゆる高温高圧処理機クボエモンではないので、その部分については他の業者でもできるという判断をさせてもらいました。以上です。

○議長（山本浩平君） 保険会社がどういった業者と話し合っただけで算定したのか、もしわかれば説明していただいたほうがいいと思います。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 先ほどの保険会社の査定の関係でございますが、基本的には復旧という形で経費をかけないような形で、保険会社としては当然機能等に問題がなければ自分が保険会社のほうに実績があるところに見積もりを出して、そちらのほうの見積もりが適正なものであればそれをもとに保険の査定金額を積算するという形になりますので、こちら側の意図というのではなく保険会社の最終的なそういった制度等もございますので、それによって今回そういったところに依頼をして積算が出てきたものというふうに考えております。保険会社が頼んだところについては会社のほうからリカバリープロのほうに直接頼んで、会社同士の関係でそこが実績等があって今までの実績等を見きわめた中で問題がないということで、いろんな工場なども全国的にやっているということで、保険会社のほうから直接頼んでそちらのほうで積算を出すという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 何を言っても、ああ言えばこう言うで勝てないんだけど、ただベルトコンベヤーはクボエモンでないから、どこの業者でもできるとこういう答弁でありましたけれども、クボタはこの工事の入札には入らないで、よその業者がしたら自由に公募してやるという方法でやるんですか、それだけ聞いております。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 今回の火災の工事の関係ですけれども、今現在どこの業者をとということで、こことこことここというふうにして入札をします、というような方向性はまだ決まっています。今回クボタが入るか入らないかも今の時点でははっきりしませんので、今後の中でクボタを入れるのか、入らないのかは今後の動きになると思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11名、反対2名。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。